

経過

- これまで感染症予防計画（以下「予防計画」という。）は、感染症法第10条の規定に基づき、都道府県が作成
- 新型コロナへの対応をふまえ、今後の新興・再興感染症へ備えるために、国、都道府県、保健所設置自治体の役割を明確にしつつ、それぞれの主体が、平時から計画的に体制を整備することが必要
- 感染症法の改正（令和6年4月1日施行）により、予防計画を保健所設置市でも策定することとされた（保健所設置市の予防計画に記載する項目は、都道府県が記載する項目のうちの一部）

関係法令及び計画等

【法律】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

【国指針】感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針

【都道府県】感染症予防計画

【保健所設置市】感染症予防計画【新規】

【国指針】特定感染症予防指針（インフルエンザ、性感染症、結核等）

【法律】新型インフルエンザ等対策特別措置法

【国計画】政府行動計画

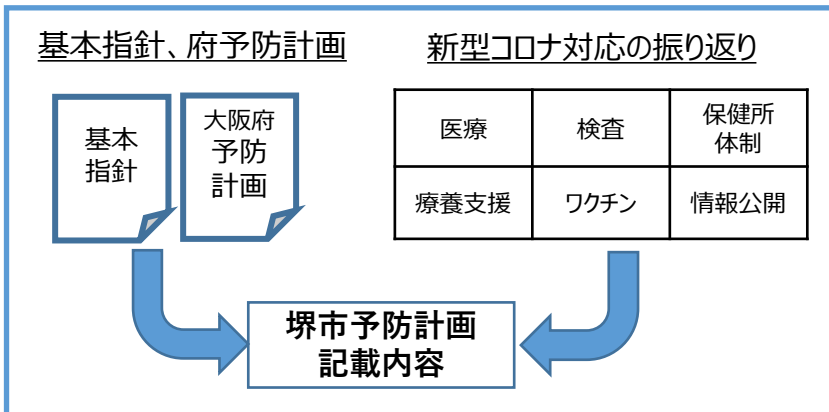
【都道府県】行動計画

【市町村】行動計画（本市策定済）

感染症予防計画策定の進め方

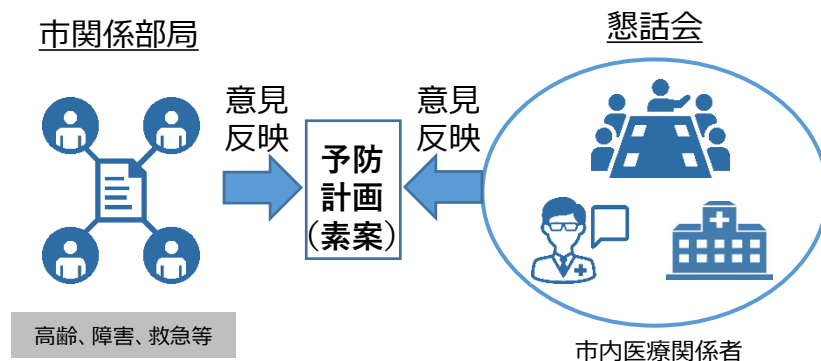
1. 記載内容の整理

- ▷ 国基本方針・府予防計画に即して定める（感染症法）
- ▷ 3年を超える新型コロナの対応での課題等を反映



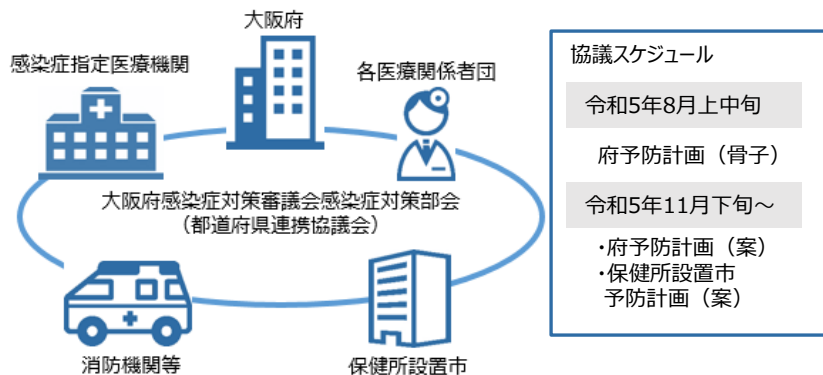
2. 市関係部局・市内医療関係者からの意見聴取

- ▷ 市関係部局から意見を聴取し、計画に反映
- ▷ 懇話会を設置し、市内医療関係者の意見を計画に反映



3. 大阪府連携協議会での協議

- ▷ 感染症法に基づき府が設置する都道府県連携協議会で大阪府が保健所設置市分も含め、予防計画全体について協議



4. スケジュール

